

秘密指定解除  
情報公開室

總理へ提出  
極秘  
まで

文部省  
内閣  
15号

日韓請求権交渉の今後の進め方について

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

3.7.27  
アジア局

1. 日韓会談における韓国との対日請求権処理にあたって、日本側がその支払いに応じうるものは十分に法的根拠のある請求権に限られるということは、昨年11月の池田、朴会談においても確認せられたところである。しかるに、今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議、および、日本側関係機関による資料の検討によれば、主として下記の諸事情により、日本側が十分に法的根拠のある請求として認めうるものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至つた。（1月10日総理に提出した大蔵省試算額のうち、被徴用者に対する補償金を含まない数字たる40  
百万ドルですら、その全額を厳密に法的根拠及び所要の証拠書類の整つたものとして説明することは困難である）

(イ) 事実関係の確認が極めて困難であること。

終戦後十数年の時日が経過している上に、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり、請求権の重要な部分を占める軍人軍属、徴用労務者の総数、死亡者数、負傷者数等の正確な把握は不可能に近いが、もし法的根拠のある請求権としてこれらに対する恩給等を支払うためには確実な証拠書類が整っていることが必要である。

(ロ) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば、わが国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもつて恩給権の消滅事由としているので、韓国人に対する恩給支払いはこれら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもつて打切るというのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払い額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実

を全く予想していない法律なので、~~一国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払いを行なう~~といふ考え方にも根拠があると思われる。

(イ) 本件処理に当つては、対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概括的ならざるをえないこと。假りにある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分の算出にあたつては、例えば郵便貯金については南北鮮の現在の人口比例を基準として70パーセントを掛け、徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して95パーセントを掛ける等、概括的な算出方式をとらざるをえず、これをもつて十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

(ロ) 平和条約第4条に関するいわゆる「米国解釈」を如何に適用するかということ。假りに十分法的根拠のある数字が算出されたとして

も、日本側は、従来より一貫して、この「米国解釈」により、在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求権処理にあたつて考慮に入れられるべきであると主張しているので、どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。（他方、このような説明が可能になつたとしても、表現如何では旧在韓資産補償要求を不必要に刺戟するおそれもある。）

(ii) なお、韓国側は、請求権として日本側から支払を受けたものを関係個人に渡す代わりに、一括政府資金として経済発展、社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様であるが、日本側の立場からいふと、請求権支払である以上、これが確実に個人の手に渡ることを要請せざるをえず、この間の調整の問題も起る。

2. 上記のとおり、十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが、他方、十分の裏付け資料がないにしても、相当多数の韓国人軍人軍属、徴用労務者がいたことはまぎれもない事実であり、また、これらに対し**て少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは条理からも國際先例からも当然のこと**と考えられ、ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求とよぶにたるだけの事実上および実定法上の根拠が欠如しているということにつきると思われる。
3. 以上の事情にかんがみ、今後の日韓請求権問題に関する政治折衝においては、「総額」決定のための計算の基礎としては韓国側の対日請求各項目のうち日本側として一応妥当な請求として説明しうる数字を使用するが、日韓間で合意すべき「総額」については「請求権」という名称を避けるのが適当と思われる。

そのようにして解決した場合には、政府としては、国会等に対し、厳密に法的根拠のある請求の算出が至難なこと、しかし、韓国側と合意した「総額」はいわゆる「弁勘定」ではなく、条理や国際先例も加味して算出した韓国の対日請求として妥当と認められる額に相当するものであると説明することも可能であると思われる。

4. 上記趣旨に基づき、政治折衝において経済協力の問題も含めた本件の全般的解決を図るにあたっては、次の如き方針に基づき交渉するのが適当と認められる。

(1) 下記のフォーミュラにて日韓間の合意が成立するよう極力韓国側を説得する。

(a) 韓国政府は、韓国政府または韓国国民が平和条約第4条a項及びb項の規定に基づいて日本国または日本国民に対して有しまだは有することあるべきすべての請求権を放棄する。

(b) 日本国政府は、韓国政府による対日請求権放棄の事実を考慮し(かつ、日韓国交の正常化を祝し、韓国との友好関係増進を念願し、その民生安定と経済発展に寄与するため)、

(I) 無償の経済援助 1億ドル  
(別添参照)

(II) 長期低利の経済援助 2億ドル  
(別添経済協力部資料参照)

を供与する。

(2) 韓国側が「対日請求権を放棄する」と明言することにどうしても応じない場合は次のフォーミュラを考慮する。

(a) 日本政府は、日韓国交の正常化を祝し、韓国との友好関係増進を念願し、その民生安定と経済発展に寄与するため、

(I) 無償の経済援助 / 億ドル

(II) 長期低利の有償経済援助 2億ドル

を供与する。

(b) 韓国政府は、日本政府による(a)の供与を受諾し、これにより、韓国政府または韓国国民が平和条約第4条a項及びb項の規定に基づいて日本国または日本国民に対して有しまたは有することあるべきすべての請求権は完全にかつ最終的に解決されることを確認する。

(b) 韓国政府は、日本政府による(a)の供与を受諾し、これにより、平和条約第4条a項及びb項について日韓間に存在す

る一切の問題が解決されることを確認する。)

(注) 「無償の経済援助」の性格として、韓国の大日請求権の放棄または解決のはなむけとしての贈与という説明と、放棄または解決された請求権に一應見合う金額の支払いという説明が考えられる。

(3) 交渉の過程において適当と認められるときには、次の2つの譲歩を行なうことを考慮する。

(a) 長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与しうるものであることにかんがみ、調印（これと同時に国交正常化の予定）から批准までのギャップをうめる目的で、緊急経済協力として5,000万ドルまでの対韓延払い枠を認める旨の行政取極を行ない、国交正常化と同時に実施すること。（状況によつては、行政

取極にまで至らず、「政治折衝が妥結すれば、これまで殆んど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度にとどめるのが適當かもしれない。)

(b) 日本の対韓焦付債権￥573万ドルを、将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から、日本政府において放棄すること。

(4) なお、上述のような全般的な解決により船舶問題（韓国置籍船の返還請求）も一括解決されたこととするよう努力し、これが確認された場合は、拿捕日本漁船の返還請求を日本政府において放棄することを考慮する。

(別添)

韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定

項目 A案(百万円) B案 参考(ノ月ノ〇日)  
大蔵省試算額

I、地金銀

II、通信局關係

III、送金返還

IV、韓国人株主分配金

V、(1) 有価証券

- (2) 日本系通貨  
(3) 未 収 入

(4) 被徴用者補償金

- (内訳) 労務者見舞金  
復員軍人軍属  
見舞金  
死亡軍人軍属  
弔慰金  
死亡軍属年金  
軍属障害年金

- (5) 恩給請求  
留 托 金

計

(注) 本表の数字は、今後の資料検討により多少増減することがある。